

別表第1(第3条、第4条、第9条、第11条関係)

種別	種目	対象者	性能	在宅・入所等	耐用年数	基準額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)</li> <li>難病患者等で寝たきりの状態にある者</li> </ul>	原則として身体障がい者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	在宅	8年	154,000円
	特殊マット(A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級で常時介護を必要とする身体障がい者(児)、及び重度又は最重度の知的障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者</li> <li>難病患者等で寝たきりの状態にある者</li> </ul>	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	在宅	5年	19,600円
	特殊マット(B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上で、自力で体位変換ができない3歳以上の者。また、現に褥瘡があり、これまでに特殊マット(A)に属するマットを使用してもその改善が見られない者で医師の意見書等により必要性が認められる者</li> <li>難病患者等で寝たきりの状態にある者</li> </ul>	送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装置された空気マットがあつて、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの	在宅	6年	60,000円
	特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が1級で常時介護を要する身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で自力で排尿できない者</li> </ul>	尿が自動的に吸引されるもので、身体障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	在宅	5年	67,000円
	入浴担架	身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	身体障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	在宅	5年	82,400円
	体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で寝たきりの状態にある者</li> </ul>	介助者が身体障がい者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	在宅	5年	15,000円

	移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)。ただし原則として3歳以上の者</li> <li>難病患者等で下肢又は体幹機能障害が身体障害者手帳の等級2級以上に相当する者</li> </ul>	介護者が身体障がい者(児)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	在宅	4年	159,000円
	訓練いす	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた児童で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい児で原則3歳以上の児童</li> </ul>	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	在宅	5年	33,100円
	訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた児童で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい児で原則学齢児以上の児童</li> <li>難病患者等で下肢又は体幹機能障害が身体障害者手帳の等級2級以上に相当する者(原則として学齢児以上)</li> </ul>	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	在宅	8年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で下肢又は体幹機能に障害を有する身体障がい者(児)で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者</li> <li>難病患者等で入浴に介助を必要とする者</li> </ul>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	在宅	8年	90,000円
	便器(①差し込み便器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)。ただし、トイレまでの移動等が困難な者で当該用具によらなければ排泄が困難な者に限る。原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で常時介護を要する者</li> </ul>	臥床状態にて臀部下に差し込んで使用する便器	在宅	8年	2,000円
	便器(②和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)。ただし、既存の和式便器では排泄に伴う立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者で、借家で家主の許可が得られない等住宅改修が困難なものに限る。原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で常時介護を要する者</li> </ul>	既存の和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	在宅	8年	8,000円
	便器(③洋式便器の上において高さを補うもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)ただし、既存の便座の高さでは便器からの立ち上がり及びしゃがみ込みが困難な者に限る。原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で常時介護を要する者</li> </ul>	既存の洋式便器の上に置いて高さを補うもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	在宅	8年	8,000円

便器(④便器、バケツ等からなり、移動可能である便器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で障害(下肢又は体幹機能)の等級が2級以上の身体障がい者(児)。ただし、トイレまでの移動が困難で当該用具に拠らなければ排泄が困難な者に限る。原則として学年児以上の者</li> <li>難病患者等で常時介護を要する者</li> </ul>	便座、バケツ等からなり、移動可能な便器	在宅	8年	15,000円
T字状・棒状のつえ	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者で車椅子未使用者に限る。</li> <li>難病患者等で下肢が不自由な者で、車椅子未使用者に限る。</li> </ul>	比較的障害の程度が軽度な下肢の不自由な者で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完されるものに限る。	在宅・施設・入院	3年	4,460円
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障がい者(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者</li> <li>難病患者等で下肢が不自由な者</li> </ul>	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。</p> <p>①身体障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	在宅	8年	60,000円
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障がい者(児)</li> <li>知的障がい者(児)若しくは精神障がい者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者</li> </ul>	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	在宅・施設・入院	3年	ア 15,200円 イ 36,750円
特殊便器(ウォシュレット等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で上肢障害2級以上の身体障がい者(児)または重度又は最重度の知的障がい者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者</li> <li>難病患者等で上肢機能が身体障害者手帳の等級2級以上に相当する者</li> </ul>	①足踏ペダルで温水温風を出し得るもの ②温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	在宅	8年	①151,200円 ② 75,000円
火災警報器	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)又は知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、聴覚障害者用火災警報器については、聴覚障害2級以上の者(児)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	在宅	8年	5,000円 ※聴覚障害者用について1個につき15,500円

	自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者(児)又は知的障がい者(児)であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者</li> <li>難病患者等で火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯及びこれに準ずる世帯</li> </ul>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの又は、揺れや振動を感知し、自動的に火元を止め、防火し得るもの	在宅	8年	28,700円
	電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。重度若しくは最重度の知的障がい者で知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。原則として18歳以上の者</li> </ul>	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	在宅	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者</li> </ul>	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚障害2級以上の聴覚障がい者(児)で聴覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯</li> </ul>	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	在宅	10年	87,400円
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付をうけた者で呼吸機能障害の身体障がい者(児)</li> <li>難病患者等で、人工呼吸器の装着が必要な者</li> </ul>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	在宅	5年	157,500円
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で腎臓機能障害3級以上の身体障がい者(児)。ただし、原則として3歳以上の者</li> </ul>	透析液を加温し、一定温度に保つもの	在宅	5年	51,500円
	ネブライザー(吸入器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)若しくは、難病患者等で呼吸機能に障害のある者であって、医師の意見書等により自己排痰が困難で痰粘性を軽減し痰の喀出を容易にするため、霧状にした治療薬剤等の吸入を目的に当該用具が必要と認められる者</li> </ul>	身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の交付を受けた者で呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障がい者(児)若しくは、難病患者等で呼吸機能に障害のある者であって、医師の意見書等により自己排痰が困難であり、当該用具によらなければ痰の喀出が困難であると認められる者</li> </ul>		在宅	5年	56,400円

酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳の交付を受けた者であって在宅酸素療法者。原則として18歳以上の者	身体障がい者が容易に使用し得るもの	在宅	10年	17,000円
視覚障害者用体温計	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅	5年	9,000円
視覚障害者用体重計	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として18歳以上の者	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	在宅	5年	18,000円
視覚障害者用血圧計	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者。ただし、40歳未満の者については、医師の意見書により血圧計の必要性が認められる者		在宅	5年	10,000円
情報・意思疎通支援用具 携帯用会話補助装置	・身体障害者手帳の交付を受けた者で肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有し当該用具によらなければ会話困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅・施設	5年	98,800円
情報・通信支援用具	・身体障害者手帳の交付を受けた者で上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障がい者(児)	障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト、上肢機能障がい者(児)インテリキー、ジョイスティック等視覚障がい者(児)画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	在宅	5年	100,000円
点字ディスプレイ	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障がい者又は視覚障害1級以上の者。ただし、点字を習得しており、就学、就労に必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	在宅	6年	383,500円
点字器	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	在宅・施設・入院	7年	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円  (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円

点字タイプライター	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者。	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅	5年	63,100円
視覚障害者用ポータブルレコーダー	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害者2級以上の視覚障がい者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が用意に使用し得るもの	在宅	6年	85,000円
視覚障害者用読書器(視覚障害者用活字文書読上げ装置)	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	在宅	8年 6年(コード読取型)	115,000円
視覚障害者用読書器(視覚障害者用拡大読書器)	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚に障害を有する視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	在宅	8年	198,000円
視覚障害者用時計	・身体障害者手帳の交付を受けた者で視覚障害2級以上の視覚障がい者(児)。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	在宅	5年	触読式 12,000円 音声式 13,500円
聴覚障害者用通信装置	・身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障がい(児)等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器(複写機やプリンター等の複合型を除く。)例:テレビ電話等	在宅	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	・身体障害者手帳の交付を受けた者で聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもの	在宅	6年	88,900円
人工喉頭	・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、当該手帳に身体上の障害(音声言語機能障害に限る)の記載があるもので咽頭を摘出したもの	笛式呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内導き構音化するもの	在宅・施設・入院	4年	8,100円

		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	在宅・施設・入院	5年	70,100円
埋込型人工鼻	・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、音声機能障害又は言語障害を有し、喉頭を摘出したもの	常時埋込型の人工鼻(嗅覚を除く)で、加温加湿機能を備えたもの(人工鼻用品を含む。)	在宅・施設	1か月	23,100円
福祉電話(貸与)	・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障がい者等又は外出困難な身体障がい者(原則として2級以上)であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者 ただし、聴覚障がい者等又は身体障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※身体障害者日常生活用具貸与決定事務取扱要領(昭和56年石垣市告示第64号)参照	聴覚障がい者等又は身体障がい者が容易に使用し得るもの	在宅	-	新規設置 83,300円 回線切替のみ 2,000円
ファックス(貸与)	・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障がい者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ※身体障害者日常生活用具貸与決定事務取扱要領(昭和56年石垣市告示第64号)参照	聴覚障がい者等が容易に使用し得るもの	在宅	-	7,700円
意思伝達装置	・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、両上下肢の機能を全廃し、言語機能を喪失している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者又は、これに準ずる者(難病患者等)であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易に使用し得るもの	在宅	5年	470,000円
排泄管理支援用具	ストマ装具(ストマ用品、洗腸用品)  ・身体障害者手帳の交付を受けた者であって、人工肛門又は人工膀胱造設者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋及びストマ用品、洗腸用品	在宅・施設・入院	1か月	蓄便袋 月額 8,858円
		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの及びストマ用品、洗腸用品	在宅・施設・入院	1か月	蓄尿袋 月額 11,639円

紙おむつ等	<p>・身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、直腸機能障害又は膀胱機能障害で治療によって軽快の見込みのないストマ用装具を装着することができない者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者</p>	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	在宅・施設	1か月	月額 12,000円
	<p>・身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、直腸機能障害または膀胱機能障害で先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿(排便)機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とする者。原則として3歳以上の者</p>				
	<p>・身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、脳原性運動機能障害または、脳原性運動機能障害に類似する難病患者等で医師の意見書により必要と認められるもので、知的障害等により意思表示が困難で紙おむつ等の用具類を必要と認められる者。原則として3歳以上の者</p>				
収尿器	<p>・身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢又は体幹機能障害である者。ただし、脊髄損傷等による排尿障害(特に失禁のある場合)のため収尿器を必要とする者</p>	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	在宅・施設	1年	<p>男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円</p> <p>女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円</p>
住宅改修費	<p>居室生活動作補助用具</p> <p>石垣市住宅改修費給付事業実施要綱(平成15年石垣市告示第7号)参照</p>			1回限り	200,000円